
衛 生 セ ン タ ー 解 体 工 事
河川水取水設備構造物解体工
発 注 仕 様 書

令和8年4月

北後志衛生施設組合

目 次

第 1 章 共通事項	1
1. 本仕様書の位置づけ	1
第 2 章 総則	1
1. 本仕様書の位置づけ	1
2. 工事概要	1
3. 工事範囲	2
4. 法令・条例・規則の厳守	3
5. 実施工程	3
6. 地元の活用	3
7. 設計変更	3
8. 法令・条例・規則の厳守	3
9. 工事実績情報の登録	3
10. 保険	3
11. 建設業退職金共済制度	3
12. 承諾申請図書（参考）	4
13. 関係官庁届出・申請手続き	4
14. 工事検査図書（参考）	4
15. 検査及び試験	4
16. 正式引渡し	4
17. 疑義	4
18. 監督員事務所	4
19. 関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアル	4
第 3 章 安全・環境保全措置等	4
1. 安全管理（一般事項）	4
2. 事故報告	5
3. 交通及び保安上の措置	5
4. 除去物の拡散・汚染防止	5
5. 現場の美化	5
6. 周辺環境保全と事故防止	5
7. 工事車両について	5
8. 作業日及び作業時間	6
第 4 章 廃棄物の処理・処分	6
第 5 章 河川取水設備構造物解体工仕様	6
1. 工事の留意事項	6

第 1 章 共通事項

1. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、北後志衛生施設組合（以下「発注者」という。）が行う衛生センター解体工事の内、河川水取水設備構造物解体工（以下「本工事」という。）に際し、発注者が工事請負業者（以下「受注者」という。）に対して要求する工事の仕様（以下「仕様書」という。）を示したものである。なお、本仕様書と他の設計図書は相互に補完するものである。

第 2 章 総則

1. 本仕様書の位置づけ

この本仕様書は、北後志衛生施設組合（以下、「本組合」）が行う衛生センター解体工事を実施するにあたり、関係法令等を遵守して本工事を実施するために必要な要求事項を取りまとめたものである。

衛生センター解体工事は、以下の①～③の工事からなる。

- ① 衛生センター解体工
- ② 河川水取水設備構造物解体工
- ③ 処理水放流管撤去工

ただし、①衛生センター解体工、③処理水放流管撤去工は別途資料とする。

2. 工事概要

工事名称 河川水取水設備構造物解体工
工事場所 余市郡余市町栄町地内
工事期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日
その他 以下の表のとおり

表 2-2-1 構造物概要

項 目	内 容
解体工事	取水揚水機 口径：φ80mm、原動機出力：3.7kw
	取水ピット、U型トラフ～450（コンクリート蓋付き）
	吸水管 SGP 管φ100 空気弁柵
復旧構造	大型連節ブロック、法止ブロック、巻止ブロック、根固めブロック、植生工、天端舗装

3. 工事範囲

本工事は、衛生センターの敷地外にある、畚部川の左岸にある取水構造物解体撤去及び復旧するものである。

衛生センター解体工、処理水放流管撤去工の工事範囲は別途資料とする。

なお、工事範囲は別添付図の発注図面を参照するものとする。

3-1 解体撤去及び復旧内容

以下の表に、撤去、復旧工事の内容を示す。なお詳細は、別添付図の発注図面、設計書（公示用）を参照するものとする。

表 2-2-1 解体撤去・復旧工事内容

項目		種別	細目内容	数量	
解体撤去工事	護岸護床撤去工	コンクリートブロック撤去工	大型連節ブロック	1 式	
		法留基礎撤去工	法留基礎ブロック	1 式	
		護岸付属物撤去工	巻止ブロック	1 式	
			小口止め工	1 式	
			取り壊し	1 式	
			根固め撤去工	ふとんかご	1 式
				根固ブロック	1 式
		吸水槽取壊し工	無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、グレーチング 処分		1 式
		付帯構造物取壊し	プレキャスト階段		1 式
		送水管保護工撤去	U 型側溝、側溝蓋、空気弁筐 m 弁筐 蓋、配管架台		1 式
配管設備撤去工	逆止弁、伸縮可とう継手ポンプ着脱 装置、ポンプ、配管 (80A~100A)		1 式		
復旧工事	護岸護床復旧工	コンクリートブロック撤去工	大型連節ブロック	1 式	
			間詰コンクリート	1 式	
		法留基礎撤去工	法留基礎ブロック	1 式	
		護岸付属物撤去工	巻止ブロック	1 式	
		根固め撤去工	ふとんかご	1 式	
		堤体盛土工	盛土法面整形	1 式	
		芝張工		1 式	
	天端舗装	天端敷砂利	1 式		
仮設工	仮締切工	土 囊	大型土囊φ1100	1 式	
			河道掘削	1 式	
		盛 土、敷鉄板、土木シート 整地 (土山均し)		1 式	

3-2 埋戻し工事

地下構造物撤去後の埋戻しを行う。施工は土木工事標準仕様書による。

堤防の埋戻しに必要な土砂は、河川事業設計要領による。

4. 法令・条例・規則の厳守

受注者は、工事上関係のある法令・条例・規則等を遵守し、必要な申請、届出、手続き及び関係官公署との調整等は、受注者が行うこと。

5. 実施工程

実施工程については、事前に監督員及び河川管理者と協議・調整した上で決定すること。

6. 地元の活用

地元活用については衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

7. 設計変更

設計内訳書備考欄に「概数」と記載されている項目の数量は概数である為、必要に応じて設計協議の対象とする。

受注者は、概数公示された数量が確定した時点で、速やかに監督員へ確定数量を書面により報告すること。

その他は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

8. 法令・条例・規則の厳守

受注者は、工事上関係のある法令・条例・規則等を遵守し、必要な申請、届出、手続き及び関係官公署との調整等は、受注者が行うものとする。

9. 工事实績情報の登録

工事实績情報の登録は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

10. 保険

保険加入および報告は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

11. 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度については衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

12. 承諾申請図書（参考）

受注者は、施工にあたり、事前に承諾申請図書により発注者の承諾を得てから着工するものとする。提出部数及び申請図書は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

13. 関係官庁届出・申請手続き

受注者は、本工事の施工にあたり以下に示す関係官庁への届出・申請手続きを、発注者に報告した後に遅滞なく行うものとする。申請図書は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

14. 工事検査図書（参考）

受注者は、工事工程に基づき、適切な時期に発注者が指示する図書を提出する。提出図書は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

15. 検査及び試験

検査及び試験については衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

16. 正式引渡し

引渡しについては衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

17. 疑義

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。

18. 監督員事務所

衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

19. 関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアル

関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアルは衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

第 3 章 安全・環境保全措置等

1. 安全管理（一般事項）

「労働安全衛生法」等の関連法規を遵守するとともに、中央労働災害防止協会・建設業労働災害防止協会等の出版物等を参考にして、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めること。

- 1)現場ではヘルメットを完全着用し、危険な箇所等においては必ず保護具等の着用の上、作業を行うこと。
- 2)電源（発電機）・電気工具・投光器・電気機械器具等は、十分整備されたものを使用すること。
また、漏電防止に十分留意すること。
- 3)火器使用に際しては、周囲の状況を把握し、災害防止に注意すること。

- 4) 工事現場においては労働災害及び公衆災害の防止に努めるとともに全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行い、結果を工事日誌へ記録するほか記録写真も整理のうえ提出すること。

2. 事故報告

受注者は、作業中に事故があった場合は、直ちに措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに発注者に報告すること。

3. 交通及び保安上の措置

受注者は、公道において市民の交通の妨げとなる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上の注意をしなければならない。重機などの大型車両の運搬時には、安全対策に万全を期すること。また、近隣住民や通行人に対する安全に確保に努めること。

4. 除去物の拡散・汚染防止

受注者は、石綿等の有害物の拡散・汚染がないよう適切な工法を採用するものとする。

5. 現場の美化

安全衛生管理面のほか、ごみ処理行政のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化に努めること。また喫煙所は一箇所にとりまとめ分煙を進めること。

また、定期的に工事現場周辺及び工事現場内の草刈り、ごみ拾いなど清掃を行うものとする。

6. 周辺環境保全と事故防止

- 1) 工事期間中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては近隣住民及び通行人など第三者に対する安全確保に万全を期すこと。
- 2) 工事に伴う振動、騒音、埃等による周辺環境等への影響を最小限に抑えるよう低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の重機の使用に留意すること。
- 3) 搬入・搬出車両のアイドリングを禁止すること。また、ほこりや土砂等の飛散、流出の防止、周辺環境の保全に努めること。

7. 工事車両について

工事期間中の工事車両は次の事項に留意すること。

- 1) 過積載による違法運行の防止
積載荷重制限を超えて廃棄物、スクラップ、土砂等の積み込ませないこと。
- 2) 入退場は指示の経路からとし、破損、汚損等に注意し、万一損傷を与えた場合は速やかに原形復旧すること。また、工事完了後に着工前との比較確認ができるよう着工前の調査、確認、記録等を入念に行うこと。
- 3) 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- 4) 資機材等の運搬にはさし枠装着車、物品積載装置等の不正改造車両、不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- 5) 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 6) 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。

- 7) 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

8. 作業日及び作業時間

工事は、原則として 4 週 8 休による。なお、土曜日、日曜日、お盆、年末年始は行わない。また、工事現場での作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分ごろとする。なお、中絶が困難な作業、重機の搬出入等でやむを得ない作業は、事前に発注者の承諾を得た上で作業することができる。

第 4 章 廃棄物の処理・処分

廃棄物の区分と処理・処分は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。建設工事による廃棄物は、衛生センター解体工の敷地内に運搬、仮置きして衛生センター解体工の廃棄物と合わせて処理処分を行う。

第 5 章 河川取水設備構造物解体工仕様

1. 工事の留意事項

本工事においては、第三者への安全を第一に行うものとし、かつ作業に従事する作業者の安全確保、汚染物の飛散、流出による周辺環境への汚染防止及び廃棄物の適正な処理の作業計画を立案し、解体作業を実施するものとする。

1. 本工事の施工にあたっては、関係機関（河川管理者等）に対し必要となる各種申請及び協議内容を確認のうえ施工すること。
2. 受注者は、監督員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
3. 工事にあたっては、周辺地盤のゆるみ又は沈下、構造物（道路、近隣建物等）の破損、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、危害防止のための措置を講じること。
4. 畚部川沿いの施工ヤード予定地は民有地であるため、施工前に別途地権者と協議をすること。また、施工後は地権者立会いのもと用地の原形復旧を行うこと。
5. 工事現場への車両等を出入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損害を与えることのないよう注意すること。なお、損傷させた場合は、直ちに当該管理者の指示により復旧すること。
6. 当該工事は、非出水期に施工すること。当該工事のうち河道内作業については、出水期をさけて 11 月以降に着手すること。
7. 取水施設撤去後は残存埋設物等の無いよう十分確認すること。
8. 植生工張芝の施工については、施工完了時期が日平均気温 -5°C 以上確保される時期までに施工を完了すること。また、施工時期が当初工程より遅延する恐れが生じた場合には、監督員と協議すること。
9. 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督員に報告の上、指示に従い適正な処置を行うこと。
10. 本仕様書に記載のない事項については、監督員と協議のうえ施工すること。